

平成17年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成17年12月12日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市民健康福祉部 次 長	高田 一巳	教 育 部 次 長	高田 利江子
都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男	環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛

広報秘書課長 富田 久和 総務課長 竹内 睦夫

企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟 事務局次長 井狩 重則

書記 川崎 和美 書記 赤坂 悦男

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 議第133号から議第189号まで

(野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例他56件)

質疑、常任委員会付託

第3 議第190号から議第194号まで

(大津市湖南地域広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の

数の減少及び大津湖南地域広域市町村圏協議会規約の一部変更に関

する協議について他4件)

質疑、討論、採決

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、12月5日と同様でありますので省略いたします。ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第5番 奥村治男君、第6番 藤村洋二君を指名いたします。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、議第133号から議題189号までを一括議題とします。

まず、議第133号から議第142号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第18番 小菅六雄君。

18番(小菅六雄君) おはようございます。それでは、質疑を行います。

はじめに、議題137号幼稚園条例の一部を改正する条例についてお聞きいたします。今回の条例改正は、三上第1保育園の廃園に伴い、その代替といたしまして三上幼稚園での預かり保育を行うためのものです。条例改正案では、中主幼稚園のみで実施していた預かり保育を幼稚園という言葉に改正し、規則も同様に改正されます。しかし、今回の条例改正に伴い実施される三上幼稚園での預かり保育の内容は、現在、中主幼稚園で行われている預かり保育を定めた規則から見ても、また父母の願う保育条件から見ても、これを満たしてないと思います。

そこで、1点目ではありますが、今回の条例改正は、先ほど言いましたように、これまでの中主幼稚園のみで実施していた預かり保育を他の幼稚園でも行えるように改正します。しかし、教育委員会では、既に三上幼稚園での預かり保育の募集をされていますが、この募集条件では預かり保育の休業日を日・祭日とともに土曜日も休みにすること、また保育時間を午後5時までとしています。しかし、この内容は土曜日の保育実施、保育時間は午後6時までを定めている中主幼稚園の預かり保育に関する、すなわち市立幼稚園預かり保育規則から見ても、保育内容・条件から見ても制限しており、同じ野洲市の預かり保育で条件・内容が違うことは許されないと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目には、これに関連しまして、何よりも今回の預かり保育の実施は、三上第1保育園の廃園に伴うものです。そこで問題なのは、保育園保育そのものの後退があってはならないということでもあります。中主幼稚園での預かり保育は、午前8時から6時までであります。当然、土曜日は保育を実施しています。また、これに関連しまして、市内6つの市立保育園では、土曜日の保育はもちろん、保育時間も、三上保育園を除く5園では午前7時半から午後7時あるいは6時半まで行っています。にもかかわらず、今回三上幼

稚園での預かり保育は午前8時から午後5時までです。これでは三上保育園の廃園に伴い、これの代替として実施すべき保育園保育の継承がされず、保育条件の後退と考えます。これでは、仕事を持つ父母の願いに応える預かり保育ではありません。つまり、これまでの保育園保育の後退は許されないはずですが、これについての見解をお聞きいたします。

次に、議題138号公共下水道使用料条例の一部を改正する条例について質問を行います。

市長は、提案理由で合併協議会の方針、つまり旧2町の料金統一、また経営計画の見直しによるものとしています。しかし、今回の改正案では約10%の値上げになっています。この件で、9月定例市議会でも質問しましたが、私は市民の納得できる合理的理由がないと考えます。ご承知のように、旧2町による合併協議、すなわち合併協議会では、18年度から料金統一をすることを決めていました。水道料金の場合は、旧2町間で格差があったため、料金統一についてあらゆる角度から議論されましたが、下水道料金につきましては標準家庭で月25トン使用の場合、旧中主町が3,176円、旧野洲町が3,140円であり、大きな開きがありません。よって、合併協議では、料金値上げを伴わない料金統一で調整するというのが全体の確認であったと思います。ところが、今回の料金統一案では、合併協議では検討事項になかったと思われる今後の経営計画という名のもと、値上げをしようとされています。これは、明確に調整案に反すると私は思います。つまり、負担は低い方に、サービスは高い方という原則に違反しています。これについての見解をお聞きいたします。

2点目には、今回の料金値上げは結論的には一般会計からの繰り入れを減額し、その穴埋めを市民に料金値上げで賄うというものであります。これまで下水道料金の改正を議論してきました下水道運営委員会でも明らかにされましたが、平成18年度から22年度までの5カ年の収支計画を見ますと、10%の料金値上げ分、一般会計からのこれを繰り入れを減額しています。この収支計画を見ますと、いわゆる一般会計の繰入率は36%となっております。単純比較はできない面もありますが、この繰入額は近隣市から見ても低いのであります。例えば、守山市では平成15年度で41%、草津市でも38%、近江八幡市でも37%であります。ちなみに、旧中主町では61%でありました。つまり、今回の値上げは、5カ年計画で健全計画という言葉を言うだけで、実態は市民犠牲の料金改定と考えます。とりわけ、旧中主町では下水道事業をスタートさせて以来、一般会計の繰り入れを高い水準で維持させ、値上げを避けてきたものであります。これらを考えますと、旧

中主町から見ますと、合併したから値上げになったと言えるわけでありまして、この点からも値上げを避け、その分一般会計からの繰り入れで対応させるべきであったと考えますが、見解をお聞きいたします。

以上、答弁を求めます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） おはようございます。それでは、小菅議員の野洲市幼稚園条例の一部を改正する条例に関する質問にお答えいたします。

預かり保育は、平成14年度から中主幼稚園では保育園の民営化に伴い実施されたのをきっかけに現在に至っております。3歳から5歳は幼稚園で、預かり保育という形で保育所の機能を有し、保育を保障していくという考えのもとで、午前8時から午後6時までの保育を実施しています。

今回は、三上第1保育園の閉園に伴い、三上幼稚園でも預かり保育を平成18年度より実施しようとするもので、今回の条例改正はそれに伴うものでございます。

まず、第1点目の質問でございますが、土曜日の保育については、幼稚園預かり保育規則の関係で第6条で休業日をうたっております。そうした中に、ただし書きで「教育委員会が必要と認めた場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる」とあります。土曜日は休業日にしようとするものでございます。預かり保育の開設時間の基本は、午前8時から午後6時までといたします。

2点目の質問でございますが、三上学区の預かり保育実施にあたりましては、平成16年度より準備を進めてまいりました。

まず、閉園する三上第1保育園の園児の降園時刻を調べましたが、今年の実績等を見ますと、園児の90%余りが午後4時で帰り、最終保育時刻は午後5時であります。また、土曜日は閉園しているという状況でございます。

次に、昨年度より保育園の保護者、自治会長、地域の民生・児童委員の方々のご意見を数回にわたって伺い、また児童家庭課、学校教育課、三上第1保育園、幼稚園職員等が三上学区の子どもたちの望ましい預かり保育の形態も話し合いを持ちました。さらに、今年の7月には三上学区の乳幼児の保護者、保育園・幼稚園の在園児の保護者も含めですが、それを対象にアンケートをとり、希望を調査いたしました。

こうした結果を踏まえ三上幼稚園の預かり保育は、中主幼稚園の預かり保育とは異なり、開設時間は午前8時から午後5時までで、土曜日は実施しないという地域の実情に応えた

条件で募集を行ったものでありますので、ご理解いただきたいと思います。つきましては、来年度、三上幼稚園で実施する預かり保育で保育園保育の継承はできていると考えております。

現在の野洲市立の保育園でも、地域の実情により保育時間が異なりますので、幼稚園の預かり保育についても地域の実情に応じた保育時間を設定、変更していく考えであります。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部総括マネージャー。

環境経済部総括マネージャー（佐橋市衛君） それでは、次の議題 138号野洲市公共下水道使用条例の一部を改正する条例に関します、1点目の質問にお答えいたします。

下水道事業は、今日までの事業に伴います起債の償還に毎年多額の支出を行っており、下水道事業会計予算の2分の1となっております。また、日常の維持管理業務経費は、施設の老朽化等により年々経費が増加しております。

合併協議会で、平成18年度から料金を統一することが確認がなされており、その基本方針を定めるため経営計画を策定し、使用料の見直しを行うものであります。この見直しには下水道運営委員会を3回開催し、この中で審議いただいたところであり、料金統一とあわせ、料金改定をお願いするものでございます。

2点目の質問にお答えいたします。

本来、下水道会計におきましては、特別会計の趣旨に従い、料金収入等で賄うべき会計でございますが、短期間に下水道整備を進めました結果、毎年多額の起債償還が発生しており、料金収入等で不足をする分につきましては、一般会計より多額の繰り入れによりしのいでいる状況にあります。平成17年度予算措置につきましても、現状打開のため、維持管理経費の節減や市債において資本費平準化債の予算措置等、増大する繰入金の減額に努めているところでございます。

今回の見直しに伴い、旧中主町は8.4%、旧野洲町においては9.5%の使用料を改定し、下水道事業会計における資本費回収率を高め、増大する今後の維持管理費に充て、健全経営を遂行したいと考えております。なお、近隣市も平成18年度から19年度にかけ改正の予定があり、繰入金の率が下降するものと思います。

一般会計からの繰り入れの増大は、一般行政への影響、とりわけ土木、福祉、教育行政へのサービスの低下が懸念され、将来の本市財政に大きな陰りが心配されるところです。このことから、肥大化する一般会計繰入金減少のため、使用料の改定を行うものであります。

す。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

18番（小菅六雄君） はじめに、幼稚園条例の改正について再質問いたします。

はじめにお聞きしておきたいのでありますが、今回条例を改正されて、それに伴って幼稚園管理運営規則も同様に改正されたわけでありましたが、その関係で、預かり保育を定めた教育委員会規則第26号、先ほど少し申し上げました野洲市立幼稚園預かり保育規則、これはこれまでの中主幼稚園における預かり保育の内容を定めたわけでありましたが、これは今回なぜ改正というか、条例改正に伴って一体で、議決事項ではありませんが、改正案を出されていないのかどうかですね。その結果、これがなければ基本的に三上幼稚園の預かり保育の具体的内容をどうするかというのは、まだ定まってないという解釈ができると思うんですけども、中主幼稚園の預かり保育についての具体的な休業日や時間や、あるいは減免規定は定まっておりますが、現時点では三上幼稚園の預かり保育のこれらの内容はまだ決めておられない、そういう解釈もできると思うんですが、なぜ今回、条例改正に伴って出されていないのか、これをはじめにちょっとお聞きしておきたいと思います。

それと、今回の改正する中身の問題ですが、一番はじめにも言ったとおりなんですけども、これまでの保育園保育を継承される、地域の実態に合っていると行われましたが、しかし、同じことを言うわけじゃありませんが預かり保育の基本は、保育園が廃園されて、それに伴うある意味で代替措置ですね。だから、根本は保育園保育の継承が必要だと思うんです。私はそういう意味では、単に幼稚園で預かり保育をして、単に夕方まで子守をしていたらいいという、そういう性格のものではないと思うんです。だから、後でまた詳細質問いたしますが、これまでの協議の経過でちょっとお聞きしたいのでありますが、当然、健康福祉部につきましては保育の充実なり子育て支援を推進する部署であります。今回土曜日は休業、そして時間は8時から5時、こういう方向について教育委員会と健康福祉部が協議されたと思いますが、健康福祉部はこれでいいと思っておいでなのかどうかですね。いざ、預かり保育実施についてどのような協議をされたのか、私は保育園保育の後退と認識しているわけでありましたが、そういう認識はあるのかなのか、これでいいと思っておられるのか、その経過というか見解をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、2つ目でありまして、私は教育委員会の預かり保育の検討協議の経過、これはやっぱり問題だと思います。これも同じような質問かもわかりませんが、再々言いますよ

うに、本来の保育園保育のあり方を継承するというのならば、中主の預かり保育規則に伴うような、当然土曜日は実施、少なくとも午後6時、あるいは他の保育園でやっておいでのように7時まではすべきだと思うんですね。言いたいのは、いろいろ地域の実情とか地域で協議してこれに決めたと言われますが、実施の募集については、基本はやはり、ちょっと不十分であります。中主幼稚園の預かり保育の規則を見ますと、午前8時から午後6時までと一応書かれておりますが、少なくとも当初はきちとした、例えば午前8時から午後6時とか、午前7時半からとか、本来あるべき保育条件、保育内容から募集をして、実際はまたその後の問題なんですね。これを差しおいて、当初から制限するような方向での募集は、これはより一層保育園保育の、すなわち預かり保育の制限をより一層進めるものだと思うんです。当初のスタートが悪いと思いますが、それについてどうお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、下水道料金の問題であります。はじめにこれも言いましたように、合併協議会では旧2町の料金統一をするということは当然18年度から言われているのですが、今後5年間の経営計画を検討する中で、値上げの方向も検討しなければならないとか、そういうことはなかったと思うんですね。第8回合併協議会が平成15年の5月14日に開催されております。ここでは、下水道料金に関わる方向を決めているわけなんですけども、ここではいろいろ議論がされております。その第8回協議会と前後して、行政側からの提案では、先ほど言いましたように合併後調整するという方向が出されたわけではあります。議論の中では単純に先送りではなく、合併後の方向を合併するまでに明らかにすべきだ、そういう協議がされております。もう一つは、サービスは高い方に、負担は低い方にという委員からの意見も多々出ました。それについて当局からは、それでは合併後の方向を具体的な数字をもって明らかにして、市民にも理解を得て、これで合併したいですよという方向を出す。すなわち、シミュレーションを出して市民に理解を得ると、そういう方向が出されたんですね。そこから見まして、やはり今回の、先ほど言いました経営計画云々は後からついてきた論理でありまして、これは当時の合併協議会の方向からは外れていると思いますが、これについての見解をもう一度お聞きしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 小菅議員の再質問にお答えしたいと思います。

第1点目の、条例改正に伴って預かり保育の規則改正でございますが、これにつきましては同時にすべきでございましたが、三上幼稚園の預かり保育の関係につきましては、早

急に幼稚園規則等整備を図っていきたいと思います。

その主な内容につきましては、定員数が、今、中主幼稚園では94になっております。その定員数の改正、あるいは、先ほども出ておりますように保育時間の、地域の事情に応じてということで、保育時間の流動的な運用、そして、今の預かり保育は中主幼稚園のみと書いておりますので、その中主幼稚園の字句の訂正ということを考えております。そして、三上学区の実情でございますが、三上学区につきましては、保育園が今まで第1保育園、第2保育園ということで2つの保育園がございました。そうした中で、1つの保育園が閉園ということでございます。そして、中を満たすために、三上幼稚園でそれをカバーするというか補うために実施するものでございますので、後退したものではないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上といたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 今回の三上幼稚園の預かり保育に関する市民健康福祉部の認識という点でございますが、まず、保育時間につきましては、土曜日が休業、それから時間が夕方5時ということでございます。これは、現在、三上の第1保育園を17名の子どもたちに利用していただいておりますけれども、現在の状況では時間が大体5時ぐらい、それから土曜日の利用者がいないということから、実態から言えばこの三上の幼稚園の時間帯で対応ができるというふうに認識をしております。

それから、もう一つ大事なことは保育の内容でございますけれども、この点につきましては幼保の一元化ということで、これは16年から現場の保育士、それから幼稚園の教諭等で議論をしまいいりまして、一応野洲市における乳幼児保育年間指導計画カリキュラムを策定をいたしました。この策定は、どの幼稚園だろうとどの保育園に通おうと、同じ一つの統一されたカリキュラムで保育教育が受けられるというふうな形のものでございます。それで、来年三上の幼稚園で預かり保育を開始するに当たりましては、この年間指導計画に基づいて、今後、保育教育がされるという形で現在進めている状況でございます。したがって、この今回の三上の幼稚園の問題、預かり保育もございますが、保幼一元化についても大きく前進をするというところで、私どもも大事にしたい部分であります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部総括マネージャー。

環境経済部総括マネージャー（佐橋市衛君） それでは次の、下水道使用料の合併協議

会での基本方針の見解ということでございますが、合併協議会の中では平成18年度から新料金を設定するというので、この間に基本方針を定める、この通常の下水道料金の改定の手法でございますが、経営計画を通常5年ごとに行うと。公営企業、また水道の場合、それから公共下水道の場合は準公営企業になりますので、このような資料としての経営計画を策定しております。これは、合併協議の際は15年度から19年度ということでシミュレーションを公表させていただきました。このシミュレーションにつきましては、時間が短くて十分なシミュレーションができなかったわけですが、この中でも使用料金の単価が168円、処理原価が230円ということで、62円の料金の不足ができるということで、それぞれ協議会の中、また広報等で報告させていただいております。このようなことから、今回繰入金を少しでも少なくしていくということで、受益者、使用者の方に負担をお願いするというので今回改定させていただくものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

18番（小菅六雄君） 下水道の方であります。今説明されても、まだもう一つよくわからないのですが、合併協議会の第8回と第11回の協議の経過から見るとおかしいと言ったわけでありまして、もう一度少し簡単に言いますと、第8回の合併協議会ではこういう議論をされているんですね。

先ほど少し言いましたが、合併年度とその翌年度は不均一、それで18年度に統一する。先ほど言いましたとおりなんですけども、しかし、協議会の議論の中で、上下水道の問題は極めて市民の関心が高いのでどうなるか心配、こういう意見がたくさん出ましたですね。これと同時に、もう一ついろんな意見が出たのは、例えば、いずれにしても合併をする一つの方針として国や県がいろいろ言っている中で、負担は安い方に合わず、サービスは高い方に合わすということは大体皆さんご承知ですので、言われたように後で決めるということだと問題になるので、やはり負担は安い方、サービスは高い方に合わすというこの原則からはみ出ないように検討してほしい。こういういろんな意見が出まして、それを踏まえて合併協議会の議長、当時町長、今の市長ですね、こういうことを言っておりますね。そういういろんな委員の皆さんから意見が出て、こう言っておいでです。私もやっぱりそれなりに、方向づけは合併するまでには調整して、シミュレーションをして住民の皆さんにそれを報告し、あるいは理解をいただいて、そして合併していく。それで、合併後はこういう形になるものだと、こういう云々の当時の合併協議会の会長として言われているわけ

なんですね。

それを踏まえて、11回の合併協議会では、合併事務局、当時の環境経済部会長といわれておりますが、シミュレーションについてこういうご報告をされているんですね。下水道事業は準地方公営企業であり、原則として独立採算制で運営しなければなりません。それはそうなんでしょうけども、そして、膨大な建設費等の公債費の返済や維持管理費がかかることから、今日まで一般会計からの繰入金による事業を運営しており、今後とも、現状の水道使用料を維持することを前提に考えております。今後とも、現状の下水道使用料の維持することを前提に考えております、そう答えておいでですね。

そして、こういうことも言っておいでですね。合併後の翌々年度、平成18年度統一料金の開始年度の料金試算単価、使用料単価、汚水処理原価を比較いたしますと、1立方当たり62円の料金不足となります、これは先ほど答弁されたとおりなんですけども、これについてこういうことも言っておいでなんですね。膨大な建設費等の公債費や維持管理費がかかるため、不足分が発生します。今後とも一般会計からの繰り入れにより運営することで、現状の料金を維持します。それで具体的な試算、これはあくまでシミュレーションと言われればそれまでなんですけども、平成18年度統一料金の開始年度の料金試算、試算単価、使用料単価、汚水処理原価を比較すると1トン当たり62円の料金不足となりますが、一般会計からの繰入金により運営していきます。もちろん、準独立採算でいろんな経営上の問題もあるうでしょうけども、このとき市民に約束されたのが、62円の料金不足になりますが、これは一般会計からの繰入金により運営していきます。わかりやすく言えば、値上げしないで単純に料金を統一しますということを合併協議会できちっと報告して、それを市民の皆さんに明らかにして、それで合併どうでしょうと言ってされたんですね。

だから言いたいのは、その後について、5年間の経営計画が云々、あるいはそういうことで値上げしなければならないというのは、やっぱり合併協議会の議論、決定方向から違反していると思うんですね。だから、少なくとも当時から懸案でありましたサービスは高い方に、負担は低い方にのそういう方向でのこれを尊重しまして、少なくとも料金統一については値上げを避けるというのが、やはり必要であったと思うのですけれども、この合併協議会の、今、再度私が言った点からどう思っておいでなのかお聞きしておきたいと思えます。

それと、預かり保育の件であります、これは市民、父母の立場から見れば、今回三上

第1 保育園廃園されて、それにかわる対応として預かり保育をされるわけでありまして、そんな、保育園の立場から見れば、土曜日が休み、保育時間は5時までって、そんなの考えられないですね。今日、これほど働く家庭がふえている中で、保育の充実がより一層求められている中で、そもそも募集の段階でそういうことをされるといのは、これは健康福祉部から見ましても教育委員会から見ましても、私はこれはやっぱりおかしいと思います。それで、健康福祉部長が言われました保育の一元化、あるいはそれに伴う統一カリキュラムとかいろいろ言われましたが、これは保育の一元化そのものは、私、頭から否定はしないんですよ。しかし、それはそれになったとしても、一番守らなければならない原則は、これまでの保育園保育が保障され充実される中での一元化、統一がされなければ、保育の後退以外の何物でもないわけでありまして、そこは教育委員会であろうと健康福祉部であろうと、これは協議の中、あるいは教育委員会の決定の中で絶対後退させてはならない部分なんですね。そこが問題だと思いますので、その面から、ちょっともう一度お聞きしたいと思います。

それと、今後規則を改正と言われましたが、今回については忘れておいでだったんですか。そこら辺、ちょっと経過をお聞きしておきたいんですけども。それと地域の実情、あるいはそこら辺を踏まえて規則の改正と言われましたが、私は先ほど言いましたように、これまでの保育園保育を保障した中での規則制定でないとだめだと思いますので、地域の実情とか何やかんやを規則に盛りこむのは、これ問題だと思うんですね。やはり数字的にもきちっとして、保育を保障するという立場で規則も定めないといけないと思うんですね。そうでないと、先ほど言いましたように保育の一元化、あるいは預かり保育を今後進めていく中で、これまでの保育園保育がより一層後退していくと私は思うんです、このままでは。その辺について、今後規則の定める方向についてきちっとした、これまでの保育園保育を明文化、数値化も含めて、そういう中での規則制定を求めますが、全体を地域の実情とかそういうような言葉に解消してはいけないと思うわけでありまして、どういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 小菅議員の質問で、まず保幼一元化の問題で、いろいろと部長なり次長がお答えを申し上げました。実態に即した内容で始めていこうということですが、私は保育については、今までの過去の取り組みも評価していただければわかるように、内容の厚い、きめの細かい、そして子どもを立派に育てていこうという理念から、今まで

保育をやってまいりました。だから、早朝あるいは延長保育もやってまいりました。それでもまだ在宅の子どもさんには、やっぱりいろんな面での仲間同士の遊び、共同生活ができるような1つの施設をつくろうということで、子育て支援センターも開園をいたしました。そういう理念の中で、今回保育園と幼稚園を統合して保幼一体でやろうと。若干、これは私の希望的な条件なんです、担当部局で検討した結果こういう結論を出したと思うんですが、私の希望的な条件としては、やっぱり早朝も延長もできればやっていきたいという思いをしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、下水道料金の問題ですが、おっしゃるとおり18年度からは料金を統一していこうと、合併協議の中では3回にわたって協議をいたしました。統一をしていこう、ただ残念なことに、その理念にある経営内容の議論が合併協議ではなされておられません。18年度から統一単価を出していこうと議論をする中で、やっぱり必要な経費、それと公共的に投資いたしました、いわゆる資本費の回収率を考えると、どうしても若干の改定が必要であろうということから、急遽、水道運営委員会がございましたが、下水道の運営委員会はなかったんですよ、合併後ね。だから、早急にこれを立ち上げていただいて、運営委員会で十分協議をいただきまして、多分議員も委員であったと思えます。その場で十分議論をしていただいて、結果、こういうように議会に提案をいたしまして、4月から新料金で行こうと、こういう結論のご理解をいただいておりますので、そのことをご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 小菅議員の再質問にお答えしたいと思います。

預かり保育の規則でございますが、今現在、先ほども答弁いたしましたように検討しているということでございますので、その主な内容につきましては、定員、あるいは保育時間の流動的運用、幼稚園の字句の訂正でございます、そして、預かり保育の基本は午前8時から午後6時を基本に進めていきたいと思えますので、その点ご理解いただきたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第8番 三和郁子君。

8番（三和郁子君） おはようございます。

議題136号、野洲市使用料条例の一部を改正する条例、別表第18、市営住宅駐車場、区分3、団地駐車場、野洲市住宅管理条例、平成16年野洲市条例第169号、第56条

に定める駐車場と区分に改め、金額一区画当たり月額3,000円についてお伺いをいたします。

第1点、野洲市には小篠原市営住宅他団地もありますが、どのような扱いになりますか。

第2点、団地ごとの戸数と用意されている駐車場数との関係についてお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩。

（午前9時43分 休憩）

（午前9時44分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。ただいまの三和議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目でございます。小篠原住宅の取り扱いについてということでございますが、公営住宅法上、駐車場が共同施設として位置付けられましたのは、国庫補助事業として駐車場整備が可能となったのは平成8年度からであります。平成2年度建設の小篠原団地につきましては、したがって駐車場整備が義務付けられておりませんでしたので、駐車場としての整備がされておられません。現在、入居者の方は空き地を利用しておられる状況でございます。

次に、第2点目でございます。団地ごとの戸数と駐車場の関係ということでございますが、現在、旧の木造平家建て住宅等の建て替え建設を進めております。建て替え時に合わせまして、3階なり4階なりの住宅の建設をいたしておりますので、その時点で駐車場の整備をさせていただいております。現在、駐車場の整備ができておりますのが、吉地団地、戸数42戸に対しまして駐車場台数42戸、それから永原第1団地が68戸に対しまして68台、新上屋団地、48戸が建て替えができてまして65台分、それから和田団地が15戸に対しまして15台分が整備をされております。ただ、永原団地につきましては、もう既に4階建てが昭和45年から48年にかけて建て替えができておりましたので、その時点での駐車場整備ができておりません。それで、あと、現在木造平家建てで残っております団地が堤団地、井口団地、木部団地、それから妙光寺団地、駅前団地、それから新上屋の旧の方の平家がございますが、これらにつきましては空き地を利用させていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 三和議員。

8番（三和郁子君） 今回の改正は、第56条に定める駐車場、1区画につき3,000円に改めるといふふうにあります。野洲市市営住宅管理条例を見ますと、この56条にあります吉地団地駐車場、永原第1団地駐車場、永原第2団地駐車場、新上屋団地駐車場というふうには56条ではうたっておりますけれども、この中の永原第2団地駐車場が56条の中に含まれているにもかかわらず、今回、ここに示しておられませんが、その取り決めがどのようなになったのかの説明をお伺いをいたします。

そして、空き地利用の団地は、入居戸数に見合う駐車スペースがあるのか、そしてまた、駐車場としての整備計画はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

それと、ここの別表もうたっておりますが、別表の11団地ですけれども、この11団地の中に和田団地がありますが、ここの和田団地の駐車場代金は家賃の中に含まれていくのか、ちょっとこのあたりが理解できませんので、再度の質問をさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 三和議員の再質問でございますが、お答えをさせていただきます。

まず、永原第2の取り扱いということでございますが、永原団2につきましては、先ほど申し上げましたとおり4団地あるんですが、第1団地の方につきましては、平成13年度に県の教職員住宅が解体をされまして、土地が市有地であるということで返還を受けましたので、条例の方には掲載をさせていただきました。ただし、まだその駐車場としての整備、正式に舗装をして区画線等ができておりませんでしたので、引き取ったということですので条例の方には掲載はさせていただきましたが、まだ駐車場の整備ができておりませんので、今後舗装、白線の整備を行うということで予定をいたしております。したがって、現在使用料の方には載ってなかったということでございます。

それから、整備の計画でございますが、これにつきましては現在、公営住宅のストック計画の見直しということで、地域住宅計画の策定を今現在やっておりますので、今後の公営住宅のあり方に含めまして、駐車場整備につきましてもその中で含めて検討をしていきたい、できるだけ整備の方向でいきたいというふうを考えております。

それから、和田団地の駐車場の取り扱いですが、これにつきましては今回の改正で使用料条例の方に含めるといふことで3,000円の徴収を予定をいたしております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 三和議員。

8番（三和郁子君） 今の回答の中に、最後なんです、野洲市市営住宅入居者募集というこの冊子が出ておりますけれど、この中に駐車場の件についての詳しいことが入っていないんですね。こういう市民に渡すパンフレットの中にも、そういうものを入れておかれることを求めておいて、質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） ただいま議題となっております議第133号から議第142号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、議第143号から議第151号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第8番 三和郁子君。

8番（三和郁子君） 議題第149号、平成17年度野洲市工業団地等整備事業補正予算（第1号）歳入の部、財産貸付収入について、減額補正4,525万1,000円はイオンに対する賃貸料3カ月分に相当するものと考えますが、いつの時点より全額支払いを受けるのかお伺いいたします。

また、財産収入531万9,000円の中には、第6区画の4,139平方メートルのうち1,000平方メートルは駐車場用地として年72万円で貸し付けされておりますが、当該区画には未利用の残地3,139平方メートルがあります。販売不可能ならば、イオンへの貸付額と同等額で貸し付けを模索し、財政厳しい折、自主財源確保に努力すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） おはようございます。それでは、三和議員の議第149号、平成17年度野洲市工業団地等整備事業補正予算（第1号）の歳入の部、財産貸付収入についてお答えをいたしたいと思います。

まず最初の減額補正の内容につきましては、イオンに対する貸付収入として計上してありました工事期間中の5カ月分と開店期間中の3カ月分の収入を見込んでおりましたが、契約の見込み時期が遅れたことによりまして、工事期間中の1カ月分を残して減額したものでございます。ご質問の全額支払いを受ける時期でございますけれども、現時点では来年秋の開店を目処にイオンの方では準備を進められておりますので、平成18年10月もしくは11月ごろになるものと考えております。

また、2点目の6区画の貸し付けにつきましては、4,139平米のうち1,000平米を従業員用駐車場として3カ月更新で隣接企業に貸し付けしており、72万円は契約を締結しております本年12月末日分までを計上しているものでございます。ご指摘いただきました未利用地の残地3,139平米につきましては、さらなる有効活用を進めるべきと認識をしております、現在はイオンから駐車場用地として買い受けを希望されておりますので、貸し付けに向け検討をしているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 三和議員。

8番（三和郁子君） イオンの貸し付けですけれども、これ、坪当たりいたしますと7,080円と聞いております。ちなみに、ブロックの1,254坪を同条件で貸し付けた場合に年887万8,320円の財源が確保されることとなります。今、イオンとの間で進んでいる第6区画の貸付条件は、第6区全部なのでしょうか。それとも、いつからなのか、坪当たり幾らかなど、どのようなものなのかお伺いをいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 三和議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

6区画の貸し付けの坪当たりの単価でございますけれども、現在イオンと契約をしております土地と同様、1カ月当たり590円ということで貸し付けを考えております。貸し付けをさせていただく時期でございますけれども、今のところ10月もしくは11月ごろをオープン予定をされておりますので、その約1カ月ほど前、18年の9月ごろに一応駐車場用地としてイオンの方に貸し付けをする予定をいたしております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 三和議員。

8番（三和郁子君） この土地につきましては、現在償還を伴う負の資産となっておりますけれども、市民の貴重な財産です。有利な条件のもとで財源化をしていただいて、市民の方に還元をしていただく、そういう行政の責務があると思っておりますので、一日も早い対応を求めておきます。

以上、質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） ただいま議題となっております議第143号から議第151号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、議第152号及び議第153号の各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第1番 西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 議第153号、市営住宅新上屋団地第4期工事に関する質問をしたいと思います。

市民が快適な生活を営むために、施策の一環として市営住宅等を建設し市民に供することは、自治体行政の大切な事業であることは十分に理解いたしております。しかし、これらを進める中で最も大切なことは、財政支出をいかに軽減しながら遂行していくのか、これまた行政に課せられた大きな課題でもあります。私はこの視点に立ちながら、本案について質問をさせていただきます。

本件関係資料45ページに記載の契約金額2億6,743万5,000円のうち、プロパン庫工事及びガス設備工事、ボイラー工事等についてお伺いいたしたいと思います。

最近、私は民間でマンションを経営されている方からお話を聞いているんですけども、民間ではこれらの工事にかかる費用は、ガスを供給する業者の負担で施工されるのが通例となっているやに聞いております。その原因がなぜかといいますと、供給業者間における事業競争が生み出した経過だと思います。行政においてもこれらの民間の動き、動向を調査しながら企業的な発想を持ち合わせ、さらなる建設コスト等の削減に努力すべきと考えております。また、この予算全体のうちから、このガス関係並びにボイラー工事に必要な金額を、できればこの場でお示しいたきたいと思います。

さらに、現在市内で進めておられる都市ガスの埋設工事が、新上屋団地で何年後に供用開始となるのか、その見通しと、都市ガスが供給開始されて以後、市営住宅での切り替え工事費、ガス器具等の負担についてどのようにお考えなのか、基本的なお考えを示していただきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 西本議員のご質問にお答えをいたします。

プロパン工事、それからガス工事でございますが、プロパン庫につきましては、まず費用の方から申し上げます。建築主体工事のうちプロパン庫は83万7,000円、ガス設備工事につきましては、機械設備工事のうち259万5,000円となります。公営住宅の給配水、電気、ガス等の整備につきましては、公営住宅の整備基準として入居者の必要

最低限の生活を保障するため、原則として炊事、入浴、ガス及びテレビジョン受信の設備並びに電話配線が設けられなければならないと定められており、したがって、公営住宅という施設上、これらの設備は公が負担すべきものであると考えておりますし、また、国庫補助制度にも乗りますので、この負担をしておるわけでございます。それから、補助事業につきましては45%ある交付金を受けておるものでございます。

それから、ボイラーのお話が出ましたが、棟全体のボイラーとしてはございません。各戸別の給湯器で対応していただくということになっております。

それから、最後に出ました都市ガスでございますが、これにつきましては、大阪ガスの方では、市内の戸別の配管といいますか敷設につきましてはまだ計画にないということでございます。ご承知のとおり、本管としては8号線に入っております。あと、工業団地等への配管ということで敷設をされておりますが、今現在お聞きをしておるところによりましては、今、ご承知のとおり、駅前でも一部敷設の工事がされておりますが、これにつきましてはマンション建設の計画があると、そこからの需要があったということで、そこへは引かせていただきますというふうに伺っております。したがって、新上屋への敷設時期等の見通しにつきましては、現在のところわかっておりません。なお、そういう状況でございますので、ガス工事の費用、それからあと切り替え等につきましても、まだ私どもも調査をいたしておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 西本議員。

1番（西本俊吉君） 金額的には全体予算から考えますときに、パーセンテージ的に低いということにもなりますが、たとえ補助事業であったとしても、全体予算の中から少しでも一般建設費の持ち出しというものを抑制する、そういう観点から言いますと、この新上屋の団地に限らず、今後ともやはりハード面の事業において最大限の経費節約を常に心がけていただくという行政の基本姿勢に立って、今後の事業展開をお願いしたいと思います。

以上で発言を終わります。

議長（荒川泰宏君） ただいま議題となっております議第152号及び議第153号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり総務常任委員会及び環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩をいたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時24分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第154号から議第187号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番 野並享子君。

17番(野並享子君) 議第154号から187号、指定管理者の指定につき議決を求めることについて質問をいたします。

今回提案されている指定管理者の指定は、すべてが非公募ということで大きな問題はありません。しかし、すべての契約が22年3月31日までとなっており、その後の見通しはどのようにしようと考えておられるのでしょうか。国の法律により来年4月から直営化、指定管理者かを選定しなければならないことになっており、近隣の市において、野洲市では非公募の施設が公募されました。例えば、学童保育などはボランティア精神がないと運営できないもので、利益を上げようと思えば人件費の削減しかありません。子どもの発達を保障し、未来の野洲市を背負う子どもたちの育成事業を、ただ安く運営するだけを基準に民間に任せていくということは、将来のまちづくりにも影響します。野洲市において非公募となっていますが、4年以内に公募ということが基本方針案にあります。非公募を継続すべきだと考えますが、見解を求めます。

栗東市では、文芸会館さきらを民間企業に指定する議案が今回出されています。市民からは、これまでの事業が継続されるのかどうか、また職員の雇用や身分、賃金の保障も心配されています。野洲市では、今回非公募で文体事業団に一括指定となっていますが、4年以内に公募ということが基本方針案にあります。栗東のようなことを考えておられるのか、見解を求めます。

また、直営となっているものは、今回の議案には出されていませんが、図書館などが公募を検討とあります。ある町で図書館を民間に指定し、コンビニで本の貸し出しを行っているところがあります。無料貸し出しではなく、450円使用料を徴収するような状況となっているところもあります。文化や教育は、即事業効果があらわれるものではありません。情緒、情操、思考、思慮、発想、提案などは、幅広く物事を吸収することによって養えるものです。民間は、もうかることしか事業展開をしない中、文化や教育を民間に任せれば、時流に流されることとなります。昔から、教育は100年の計がありといわ

れました。薄っぺらな人間をつくることは、100年先の野洲市にとっては損失です。国の官から民へという方向に流されることなく、北村季吟を生み出したことを機軸とすべきですが、見解を求めます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員のご質問にお答えいたします。

今回提案しております指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、本市内の48施設の指定につき、議会の議決を求めるものでございます。この中で、野洲市ふれあい共同作業所と中主デイサービスセンター、野洲デイサービスセンターにつきましては公募を行いました。

最初に、基本方針案にある学童保育所と現在の野洲市文化スポーツ振興事業団に管理委託している施設の今後の公募に関する考え方でございますが、指定管理者の選定の考え方につきましては、民間をはじめ幅広い範囲の事業者からより適切な選定を行うため、原則として公募により行うものが法によって定められているところでございます。しかしながら、本市としましてはじめての制度導入でありまして、他の自治体の前例も極めて少ないことから、今回は施設の専門性や地域性を考慮いたしまして、多くは公募を経ずに指定を行うことといたしました。今後は、議員も示されておりますように、基本方針案に基づきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の場合も栗東市と同じように公募するのかとお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、指定管理者制度は原則が公募が法の求めるところでございますので、まず基本方針案のとおり事業を進めていく予定であります。

次に、図書館の指定管理者についてのお尋ねでございますが、ご承知のとおり、図書館法では図書館は市民の皆さんがおいでいただくのにお金を取ることは認めておりませんが、指定管理者が頑張れば頑張るほど収入が上がっていくものではございませんが、図書館運営に指定管理者制度を導入した場合の長所短所をしっかりと把握し、今後のより高度な図書館運営のあり方を検討していくことで、一層の市民の皆さんに満足いただけるサービスを提供していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並議員。

17番（野並享子君） 今の答弁では、私の求めたことに対する答えとは、ちょっとかみ合っていないんじゃないかと思うんですが、公募が原則ということですので行っていく

ということが、それは法律はそうであるかもしれませんが、しかし、公募・非公募を選択をしていくというのは行政の裁量といたしまして、まちの将来を考えてやっていくこととございますね。非公募にしたからといって、何ら制裁措置なんかはあるんでしょうか、ないんだと思いますが。野洲の将来、どうあるべきかという基本を持たないと、これはすべて原則公募だからということで行っていけば、栗東のような状況になっていくのではないかと。また、学童保育も守山では公募をした関係で、民間の福祉施設が手を挙げられた。選考の中で社会福祉協議会ということになったけども、そういう最初からの部分で、公募という形を出していったら、本当にそれが将来まちのためになるのかどうかという、その選考の過程も問題になってくるのではないかと。栗東のさきらの場合も、これは非常に大きな問題で、ニュースにもなっておりますし、今、栗東市の中でも大きな問題として進められていると思うんですが、こういう中を心配をいたしますと、やはり、すべて公募でということに関しては、問題があるのではないかとと思うんですが、そういう意味での、幅広い業者からということに関しての、ちょっと答弁は納得がいかないご答弁だったと思います。

今、国は小さな政府、公務員の削減ということで、官から民へということが進められていますが、しかし、その官から民へという方向で今問題になっているのが、マンション、ホテルの偽装の設計というのが、結局、民間のチェック機能の中でそれがないがしろにされていたというのが、今現在進行している中身ではないでしょうか。だから、すべて官からうまいこといくというふうなこともないと思います。

そういう意味で、私が言った江戸時代の中で、民間の学者、北村季吟を将軍のお抱えの家庭教師にしたという状況がありますよね。また、あの江戸時代の中では、幕府を維持するためにアメリカやヨーロッパに、若いこれからの人を派遣をし、見聞を広めさせるということもしてきましたよね。官の中からそういった部分をやっていくというような形で、やはりもっともっと施策そのものを考えていかなければ、民間の指定管理にしたからうまいこといくというふうな、そんな短絡的なものではないかと思うんです。昔は若い職員の研修、たしかいろんなところに、民間にも研修などがされていたと思うんです。そういった公務員の中の資質を上げていくためにも、いろんな形の方策、模索をしていかなければならないと思うんですが、そういった考えのもとでさまざまな施設の問題を検討をしていかなければ、国の法律があるからということとやっていくのはいかなものかと思うので、そのあたりのご答弁をお願いします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

文体事業団、それから学童保育所の今後の、今現在提案させていただいておりますのは4年間の部分の指定期間でございます。その後のことについてのお尋ねでございます。

先ほども申しましたように、私どもの基本方針案で、議員ご指摘されますように、子どもの家、そしてから文体事業団の今回非公募で出しております諸施設については、次回は公募ということで基本方針案を示させていただいてます。このために、今後基本方針案に基づきまして、今現段階では検討をしてみたいというお答えをさせていただきたいと思っております。

そして、現在直営の図書館につきましては、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度を導入した場合の長所短所をしっかりと把握いたしまして、今後、より住民の方々にサービスが充実する方法はどのような方法であるのかと、また、先ほど申しました学童、文体、そしてこの図書館につきましては、もう一面は、やはり経費の問題でございます。経営の問題でございます。その辺の視点をとらまえながら、また他市町村で、今現在全国的にこの移行を行います。そういう中での状況、問題性等々も含めながら、今後4年後に向けて検討をしてみたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどをよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並議員。

17番（野並享子君） この問題は、以前にもお話をさせていただきました。最後に本音として部長が言われた経費、経営ですね。要は、市税を出すのをどれだけ減らすかということでしょう、つまるところは。教育に関して、私はそういう観点で持っていったらあかんと思うんです。もうかるとか、教育は100年の計があると言いましたように、採算が合うともうけるというふうなことで教育を行えば、それはもう本当に100年先の野洲が、薄っぺらな人間を育てていくような状況になってしまうと思います。こういう部分においては、やはりきちっとした考え方を持っていかないと、子どもをどう健全育成、発達させていくのかとか、どれだけ分厚い人間を育てていくのかというのを本当に持たないと、ただ、経費が安くついてサービスがよくなったと言われても、民間に流されているような状況では私はだめだと思うんです。文化ホールなどでもうけようと思えば、今の時流に乗ったものをどんどん興行すればもうかると思います。北村季吟の、何か記念祭をやるうとかいうふうなんではもうからないと思うんですよ。もうかる、もうからないというふ

うなことを基準に置いていって、経営ということをここに持ち出すと、そういう意味できちっとしたものを持っていないと、私は野洲の将来が本当に大変な事態になるなという思いで問題提起をしてるんです。

ですから、4年後には長所短所、経費、経営という形で基本に置いていったら、本当にあちこちの施設が民間企業のもうけのえじきにされるんじゃないかという、そんな私は思いをいたしておりますので、基本的な問題をお尋ねをしてるんです。この4年間で検討をしていくということですから、この4年間というのは非常に重要な、しかも、図書館とかの部分では4年とかいう期限はついてませんよね。4年って括弧の書いてるのと、書いていないところ、ということは、随時検討をしていくという内容ですから、私は4年間の猶予が与えられているとは思わないんです、あの基本計画でいくと。そうすると、やはりもっときちっとした基本的な理念を行政が持っていたきたいということでの質問をさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 指定管理者制度でいろいろとご心配をいただいているようでございますが、私の考えは、就任以来、公設民営という言葉を表に出しまして、民間のノウハウと民間の資金を活用しながら行政を支えていただく、助けていただく。そして、民間でできるものは民間でやっていただく、これが私の1つの理念としてやってまいりました。それは皆さんにもお認めをいただきまして、ずっとできてきておるんですね。文化体育振興事業団もその1つなんですよね。我々が考えた中で、民間にお願いをしようとした民間が今の団体ですから。ようやく政府がそれに気づいて、今、指定管理者制度をやってきたと。我々は、以前からそういう風潮で行政をやってきたという経過があるんです。だから、心配していただきますように4年先を考える、これは行政が考えるのではないんです。文体事業団が考えていただいたらいいですよ。どういうふうにやっていくのや、方法はあると思いますよ。指定管理者制度の中で、非公募あるいは公募にしても、堂々とやれる自信を持ってもらったらいいですよ。それを4年間かかって、両方ともが考えたらいい。こっちだけが考えたら民間に任して公募していこうまいと、そういうことやなしに、今まで取り組んでもらった実績とこれから取り組んでいただく内容とを十分に、文体自身も自分らの仕事ですから、団体ですから、我々1つの民間としてお願いをしているんですから、考えてもらったらいい方法で。これはやっぱり、お互いにいい方向を目指していきたいと考えておりますので、ただ、栗東の例を出しておられますが、ああいうこ

とになっては大変なことです。今のプロパーの職員さん皆さん、我々が採用してきたんですね。これ以上言うとなにですがね。共に考えて、共にうまくいけるように考えたらいいんじゃないですか。

それで、図書館の問題、心配なさっているようですが、私もそう思います。この間も東京で、全国の図書館連絡協議会の会長さんに、ふとしたことからお会いすることができました。野洲の図書館は立派ですね、いい図書館を建てていただいて結構です、運営もうまくいってますね、野洲はもう既に指定管理者制度を導入されてますね、こういうお褒めの言葉をいただいております。それは何かと考えていただいたらいいんですが、私は、図書館というものは、おっしゃるように、やはり教育文化を提供する場所なんですね。行政の手段なんです。利益を追求する施設ではないということはよくわかっていますから。しかし、経費の節減等から考えたときに、今現在の図書館のあり方でいいのかという議論はしないといけないと思います。だから、今あれだけの職員さんでうまくやっていただいて、市民の皆さんはもちろんです、近隣の市町からもかなりの方がおいでいただいて、「野洲の図書館は、野洲の図書館は」とお褒めをいただきます。そうした図書館を利益追求のために指定管理者制度で公募で民間に任ずということは、これはなし得ないことだと思いますから、現在の内容を維持しながら市民の皆さんにサービスできる体制を整えながら、内容をどうしていくのか。これはみんなの課題なんです。あそこに働いていてくれる職員さん、あるいは教育委員会の考える中で、やっぱり議論を進めて、ありよい方向を見出していけばと、こんなふうに考えておりますので、決して、私は図書館は他の公の施設とは違うという認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） ただいま議題となっております議第154号から議第187号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、議第188号及び議第189号の各議案に対する通告による議案質疑はございません。

ただいま議題となっております議第188号及び議第189号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ないようですので、これをもって関連質疑は終了しました。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、議第190号から議第194号までを一括議題とします。

通告による議案質疑はございません。よって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第190号から議第194号までの各議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。

よって、議第190号から議第194号までの各議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第190号から議第194号までの各議案については、通告による討論はございません。よって、討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

お諮りします。

まず、議第190号、大津湖南地域広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び大津湖南地域広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第190号、大津湖南地域広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び大津湖南地域広域市町村圏協議会規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

次に、議第191号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第191号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第192号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第192号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第193号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第193号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第194号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。起立全員多数であります。よって、議第194号、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決されま

した。

本日の日程はすべて終了いたしました。

明13日は午前9時から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。(午前10時54分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年12月12日

野洲市議会議長                      荒川泰宏

署名議員                              奥村治男

署名議員                              藤村洋二